

確定申告会場のお知らせ

☎ 土浦税務署 個人課税第一部門 ☎ 029-822-1100

土浦税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

確定申告会場開設期間	確定申告会場
令和7年2月17日(月)～3月17日(月) (土日祝除く) ※3月2日(火)は開催しています。	土浦市亀城プラザ(土浦市中央2丁目16-4)

【会場に来られる方へ】

- 来場者用の駐車場はありませんので、公共交通機関でのご来場をお願いします。周辺施設への無断駐車は絶対にしないでください。
- 確定申告会場開設期間中は、土浦税務署庁舎では所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を行っていません。
- 確定申告会場の入場には、**入場整理券**が必要です。入場整理券は当日会場でも配布しますが、**国税庁 LINE 公式アカウント**を通じたオンラインでの事前発行がスムーズです。(LINE 事前発行は、来場される日の概ね10日前から受付を開始します。)

国税庁 LINE
公式アカウント



確定申告会場では、原則ご自身のスマートフォンを利用した申告体制としています。

マイナンバーカードを利用して申告する場合は、カード取得時に設定した2つのパスワード(①数字4桁、②英数字6～16文字)をあらかじめご用意ください。

土浦税務署での相談をご検討の方へ

相談を希望される方は、確定申告期間中に確定申告会場へお越しください。なお、3月18日(火)～3月31日(月)までの期間は、入場整理券方式により土浦税務署内での相談となります。

※2月14日(金)以前に所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望される場合は、事前に相談日時などを電話予約いただく必要があります。ご予約なくお越しいただいても対応できません。

※詳細は土浦税務署にお問い合わせください。

有料広告欄

償却資産(固定資産税) の申告のお知らせ



☎ 税務課(千代田庁舎)
☎ 0299-59-2111
(内線:1126・1127)

法人や個人で工場・事務所・店舗・共同住宅・駐車場などを経営される方で、市内に償却資産をお持ちの場合は、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況について申告する必要があります。前年度に償却資産(固定資産税)を申告した方などに、申告書と申告の手引きを12月上旬に送付しています。また、**前年度にeLTAXを利用して電子申告をした方で、償却資産をお持ちの方へは、前年度に申告された資産などのデータを送信しています。**なお、新たに申告が必要となる方で申告書をお持ちでない方は、税務課までご連絡ください。

◆償却資産とは

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものです。詳細は市ホームページをご覧ください。➡



提出方法

- ▶ 申告書(紙媒体)
- ▶ または電子申告(eLTAX)
- ※ eLTAXを利用の場合はこちら➡



提出期限

▶ 令和7年1月31日(金)

提出先

▶ 税務課

申告対象となる主な償却資産の例

構築物	舗装路面、門・塀・フェンス・緑化施設などの外構工事、看板 など
機械および装置	工作機械、製造加工機械、建設機械、太陽光発電設備 など
船舶	ボート、釣舟、漁船 など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
車両および運搬具	自転車、構内運搬車、大型特殊自動車(自動車税の課税客体は除く) など
工具・器具および備品	机、いす、ロッカー、パソコン、エアコン、検査工具 など

申告対象となる太陽光発電設備

設置者	10kW以上 全量売電・余剰売電	10kW未満 余剰売電
個人(住宅用)	事業用資産となり、申告対象	申告対象外(※)
法人・個人事業主	事業用資産となり、申告対象	

※個人所有(10kW未満)の設備であっても、事業用家屋(共同住宅など)上に設置されたものは申告対象です。

有料広告欄